

定量的影響度調査  
(QIS5)

入力マニュアル

金融庁  
日本銀行

2005年11月

## 目次

1. 「調査シート」における国内影響度調査(フィールドテスト)からの主要な変更点.....	4
2. 全体 .....	5
2.1 提出用の調査シート .....	5
2.2 データカバレッジ .....	5
2.3 推計値 .....	5
2.4 単位 .....	5
2.5 適用範囲 .....	6
2.6 新旧規制の資産区分間の整合性.....	6
2.7 データ基準日 .....	6
2.8 ワークシートの構造 .....	6
2.9 提出手法 .....	7
2.10 エクスポージャーの資産区分 .....	7
2.11 保証及びクレジットデリバティブ等の取扱い .....	8
3. Input ワークシート .....	11
3.1 目的 .....	11
3.2 General information (一般情報)(パネル A) .....	11
3.3 Capital held and provisioning data (自己資本及び適格引当金等のデータ)(パネル B) .....	11
3.4 Current accord, trading book and partial use risk-weighted assets (現行告示(現行規 制)に基づくリスクアセット額、特定取引勘定(トレーディング勘定)のリスクアセット額の直接入 力項目)(パネル C) .....	13
3.5 エクスポージャーのデータ.....	14
4. Checks ワークシートと Results ワークシート.....	16
5. Parameters ワークシート.....	16
6. Related Entities ワークシート.....	17
6.1 注意事項 .....	17
6.2 入力情報 .....	17
7. Current Accord(現行規制)ワークシート .....	17

7.1 データ及びエクスポージャーの入力方法	17
7.2 ワークシートの構造	18
7.3 カウンターパーティーエクスポージャー(レポ形式の取引、派生商品取引)	18
7.4 特定取引勘定(トレーディング勘定)	18
7.5 法的に有効な相対ネットティング契約	19
<b>8. Current Accord Securitisation ワークシート</b>	<b>19</b>
<b>9. Standardised approach(標準的手法)ワークシート</b>	<b>19</b>
9.1 全体	19
9.2 信用リスク削減手法	21
9.3 法的に有効な相対ネットティング契約	21
<b>10. Standardised securitisation(標準的手法の証券化)ワークシート</b>	<b>21</b>
<b>11. Foundation IRB approach(基礎的内部格付手法) &lt;Corporate、Bank、Sovereign 等 &gt;</b>	<b>22</b>
11.1 全体	22
11.2 ワークシートの構造	23
11.3 PD 区分(PD quality bands)の設定	23
11.4 LGD 区分(LGD bands)の設定	24
11.5 レポ形式の取引の取扱い	26
11.6 派生商品取引(OTC デリバティブ)の取扱い	26
11.7 法的に有効な相対ネットティング契約	27
11.8 マチュリティ調整	27
11.9 中堅・中小企業向けエクスポージャー(SME)- 売上高規模の調整	27
<b>12. Advanced IRB approach(先進的内部格付手法) &lt;Corporate、Sovereign、Bank 等 &gt;</b>	<b>28</b>
12.1 LGD (LGD bands)	28
12.2 リテール向けエクスポージャー(Retail QRE、Retail Mortgage、Retail Others)	29
12.3 マチュリティ調整・売上高調整	29
<b>13. IRB Equity(株式等エクスポージャー)ワークシート</b>	<b>30</b>
13.1 エクスポージャー	30
13.2 「グランドファザリング」の取扱い	30

13.3 「マーケットベース方式」(パネル B)及び「PD/LGD 方式」(パネル C) .....	30
13.4 告示案第 166 条第 10 項の取扱いについて(PD/LGD 方式 (パネル C)) .....	30
<b>14. IRB Specialised Lending(特定貸付債権)ワークシート(SL Slotting, SL HVCRE, SL Others) .....</b>	<b>31</b>
<b>15. IRB Receivables(購入債権)ワークシート .....</b>	<b>31</b>
<b>16. IRB Securitisation(証券化エクスポージャー)ワークシート .....</b>	<b>32</b>
16.1 Select securitisation exposures requiring deductions(パネル A) .....	32
16.2 Securitisation exposures subject to ratings-based or internal assessment approach (外部格付準拠方式・内部評価手法にてリスクアセットを算出する証券化エクスポージャー) (パネル B) .....	32
16.3 Unrated exposures - non IAA (指定関数方式等の取扱い)(パネル C) .....	33
16.4 Investors' interest (早期償還条項付の証券化取引<投資家持分>)(パネル D) ....	34
<b>17. Operational Risk ワークシート .....</b>	<b>34</b>
17.1 はじめに .....	34
17.2 データの取扱い .....	34
17.3 粗利益 .....	35
17.4 基礎的手法(パネル B) .....	35
17.5 粗利益配分手法(パネル C) .....	35
17.6 先進的計測手法(パネル D) .....	35

## はじめに

### 1. 「調査シート」における国内影響度調査(フィールドテスト)からの主要な変更点

定量的影響度調査(QIS5)(以下、「本調査」)に使用される「調査シート」の構成は、2005年4月から実施した国内影響度調査(フィールドテスト)に用いられたものとほぼ同様の構成となっております。フィールドテストでは、信用リスクについては、現行規制及び内部格付手法のデータのみを対象としましたが、本調査では、標準的手法のデータも入力対象(詳しくは、「2.7 提出手法」参照)となっております。

また、本調査にて使用する調査シートは、2005年7月に、バーゼル銀行監督委員会(BCBS)及び証券監督者国際機構(IOSCO)により発表された「トレーディング業務に対するバーゼルIIの適用及びダブルデフォルト効果の取扱い」(以下、トレーディングブックペーパー)、及び、バーゼル銀行監督委員会より発表された景気後退期を勘案したLGDの推計に関する文書「バーゼルIIの枠組文書におけるパラグラフ468のガイダンス」(以下、「LGDガイダンスペーパー」)の内容にも対応可能なものとなっております。簡単にフィールドテストの調査シートからの主要な変更点<sup>1</sup>を紹介すると以下のようなものが挙げられます。

- 内部格付手法(IRB)に対応する「Corporate」(事業法人向けエクスポージャー)、「SME Corporate」(中堅中小企業向けエクスポージャー)及び「Specialised lending (SL)」(特定貸付債権)の各ワークシートでは、ダブルデフォルト効果を認識可能とするため、新たなワークシートを追加。(⇒「Corporate DD」、「SL HVCRE DD」、「SL Other DD」、「SME Corporate DD」の各ワークシートが該当)
- 「トレーディングブックペーパー」におけるトレーディング勘定の新たな取扱いに対応可能とするため、レポ取引とOTCデリバティブのエクスポージャーの入力方法等を変更。
- 標準的手法に対応するワークシート(「Standardised」ワークシート及び「Standardised Securitisation」ワークシート)を追加。

<sup>1</sup> 2002年10月実施の定量的影響度調査(QIS3)からの変更点については、フィールドテスト用入力マニュアルを参照のこと。

## 2. 全体

### 2.1 提出用の調査シート

提出する調査シートについては、必ず、金融庁もしくは日本銀行のホームページから入手した調査シートを利用してください。(BIS のホームページに掲載されている調査シートは、参考用の雛型であり、提出用のシートではありませんのでご注意ください。)

### 2.2 データカバレッジ

データについては、エクスポージャーベースで最低限 80%以上を「内部格付手法」にてカバーするように入力してください。エクスポージャーのカバー率については、「Results」ワークシートのパネル 4b)の「Coverage (exposures)」にて確認可能ですので、データ入力後は必ずご確認ください。

### 2.3 推計値

金融機関の内部での推計データ等については、「告示案<sup>2</sup>」に基づく最低要件等を満たせない場合においても、各行の合理的な判断で最善と思われる方法で推計を行ってください。

各行の合理的な判断に基づく推計方法等の詳細につきましては、別途「QIS5 質問票」に記入してください。

### 2.4 単位

通貨:円、単位:百万円で入力してください。尚、パーセントについては、入力の際に自動的にパーセント表示に変換されるようになっておりますが、念のため入力値がパーセント表示となっているかなどをご確認ください。

---

<sup>2</sup> 平成 17 年 3 月 31 日(金融庁 HP)「新しい自己資本比率の素案に対する意見募集の結果及び見直し後の規制案公表について」参照。「告示案」とは見直し後の規制案のことを指す。

## 2.5 適用範囲

今回の調査においては、持株会社あるいは銀行連結ベースで報告を行ってください。尚、今回の調査では、参加するすべての金融機関が告示案の「国際統一基準」に従い入力してください。

## 2.6 新旧規制の資産区分間の整合性

本調査では、新旧規制(現行規制及びバーゼルⅡの各手法)について、資産区分毎の所要自己資本の増減を把握するため、全ての手法を通じて、資産区分を統合的に入力する必要があります。

資産区分の分類基準は、IRB で計算対象となるエクスポージャー(Exposures included)に基づいて設定してください。

## 2.7 データ基準日

平成 17 年 9 月 30 日付のデータに基づき、記入してください。

## 2.8 ワークシートの構造

### 入力セル全般

データの入力に際し、「黄色」に色付けされたセル(必要入力項目)にデータを入れてください。「緑色」に色付けされたセルは、直接計算式に反映されるような入力情報ではありませんが、入力結果を分析する際に重要な情報となり得るため極力入力するようお願い致します。また、その他のセルは、入力規制を施しているため、セルの変更・削除はできませんのでご注意ください。

尚、ワークシートにはチェック機能(「Check」)が組み込まれております。各チェック項目の下では、入力情報が関連データと一致しているかどうか(「Yes」か「No」)を示すようになっていますので、提出に際しては、「Checks」ワークシートにて、入力した項目の欄が全て「yes」と表示されていることを必ず確認してください。

## IRB 関連

IRB のワークシートにおいては、銀行内部で推計された PD 値、LGD 値を、ワークシート上の「PD 区分」、「LGD 区分」に反映させる際に、その区分数を独自に定めることができますが、ワークシートには入力規制が施されているため、指定された区分数に従って入力してください。（勿論余った列や行は空欄のままで結構です。）

上記のいずれかの内容に従うことができなかった場合には、別途「QIS5質問票」等にその旨の記述をしてください。

## 2.9 提出手法

調査シートには、バーゼルⅡの信用リスク、マーケットリスク、オペレーショナルリスクについてのデータを入力する必要があります。また、新旧規制の全体所要自己資本水準を比較するために、現行規制についてもデータを提供することとなります。

信用リスクについては、**現行規制に加え、少なくともバーゼルⅡの2つの手法(AIRB の採用を希望する銀行は AIRB 及び FIRB、FIRB の採用を希望する銀行は FIRB 及び標準的手法)**のデータを提出してください。

また、オペレーショナルリスクについては、フィールドテストと同様、基礎的手法(BIA)、粗利益配分手法(TSA)、先進的手法(AMA)のうち、いずれかのデータを提出してください。また、AMAのデータを提出する場合、BIA もしくは TSA のデータも併せて提出してください。

## 2.10 エクスポーザーの資産区分

### 全体

本調査においては、全ての手法を通じて、IRB の資産区分と統合的に分類した上で、データを入力する必要があります。（例えば、IRB でソブリン向けエクスポージャーと区分したものは、必ず、標準的手法・現行規制でも、ソブリン向けエクスポージャーとして入力する必要があります。）

- Corporate(事業法人向けエクスポージャー)
  - SME Corporate(中堅中小企業向けエクスポージャー)及び Specialised lending(特定貸付債権)は専用のワークシートへ別途入力
- Specialised lending (SL)(特定貸付債権)
  - 特定貸付債権(SL)では、「SL HVCRE」(ボラティリティの高い事業用不動産貸付け)と「SL Others」(HVCRE 以外の特定貸付債権)のワークシートに区別されており、後者のシートは「プロジェクトファイナンス」、「事業用不動産向け貸付け」、「オブジェクトファイナンス」、「コモディティファイナンス」のデータを入力するものとして構成されております。
- Sovereign(ソブリン向けエクスポージャー)
- Banks(金融機関等向けエクスポージャー)
- Retail(リテール向けエクスポージャー)
  - ◆ Other Retail(その他リテール向けエクスポージャー)
  - ◆ Retail QRE(適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー)
  - ◆ Retail Mortgage(居住用不動産向けエクスポージャー)
- SME Corporate(中堅中小企業向けエクスポージャー)
- Equity(株式等エクスポージャー)
- Purchased receivables(適格購入債権/トップダウンアプローチ)
  - (※「ボトムアップアプローチ」の場合は、事業法人等向けエクスポージャーと同様に入力してください)
- Securitisation(証券化エクスポージャー)
- Trading book(特定取引勘定(トレーディング勘定))
- Related entities(関連法人等に対する投資)

今回の調査は、フィールドテストと同様、告示案と統合的な資産区分で調査できるよう努めております。尚、告示案第7章第3節第5款に規定される「信用リスクアセットのみなし計算」については、専用の入力シートがありませんので、該当する資産区分のワークシートへの入力をお願いします。

## 2.11 保証及びクレジットデリバティブ等の取扱い

## ダブルデフォルト効果を認識する場合

本調査では、「トレーディングブックペーパー」の内容を踏まえ、ダブルデフォルト効果を認識可能な資産区分<sup>3</sup>については、以下の3つのワークシートから構成されています。

- 「aggregation シート (Agg)」

このワークシートにおいて、PD 区分を設定します(設定された PD は、非ダブルデフォルト用シートとダブルデフォルト用シートにも反映)。また、以下の2つのワークシートにて計算されたリスクアセットなどの数値は最終的にこのシートに集計されます。

- 「非ダブルデフォルト用シート (Non DD)」

ダブルデフォルト効果を勘案しないエクスポージャーの情報を入力します。

- 「ダブルデフォルト用シート (DD シート)」

ダブルデフォルト効果を勘案するエクスポージャーの情報を入力します。

ダブルデフォルト効果を認識する場合は、所謂「置換え方式」と異なり、該当する原債務者のエクスポージャーを「Input」ワークシートなどに入力します。入力に際しては、当該エクスポージャーが、現行規制や標準的手法のシートでも同じ資産区分(=原債務者の資産区分)へ入力する必要がありますので注意してください。

## 置換え方式の場合(入力方法は基本的にフィールドテストと同様)

調査シートへ記入するにあたって、第三者により保証されている(または、プロテクションが提供されている)エクスポージャーを**保証人またはプロテクションの提供者(リコース先)に応じて分類する必要があります**。例えば、ある事業法人向けエクスポージャーに銀行(A-相当以上)による保証が付されている場合、このエクスポージャーは「金融機関等向けエクスポージャー」(Bank)として入力する必要があります。このような配分を行う場合、新旧規制間で異なる対応とならないように注意してください。

---

<sup>3</sup> 本調査においてダブルデフォルト効果を認識可能なワークシート(資産区分)は、「Corporate」ワークシート(事業法人向けエクスポージャー)、「SME Corporate」ワークシート(中堅中小企業向けエクスポージャー)および「Specialised lending (SL)」ワークシート(特定貸付債権)の3つ。

資産のプールを保証するようなクレジットデフォルトスワップ(CDS)の場合、例えば、CDS が完全なプロテクションを提供しており、かつプロテクションの売り手(セラー)が適格保証人である場合には、その取扱いは上記と同様に置換え方式で入力してください。

また、当該適格保証人が部分的な保証しか提供していない場合は、保証がカバーされている部分についても上述されたような置換え方式に従って入力してください。他方、カバーされていない残存部分が、特に告示案第 127 条の規定に該当する場合は、証券化ワークシートへ入力します。

該当する IRB ワークシートにおいて、「Exposures before credit protection」(CRM 効果勘案前のエクスポージャー)を入力する際には、上記と同様の注意を要します。具体的には、保証またはプロテクションが付けられているエクスポージャーを「Exposures before credit protection」(CRM 効果勘案前のエクスポージャー)の列において原債務者の PD 区分に従って割り当て、これらのエクスポージャーを「Exposures after credit protection」(CRM 効果勘案後のエクスポージャー)の列において保証人等の PD に従って割り当てるなどの取扱いが必要となります。

## 共通

原債務者と保証またはプロテクションとの間に通貨ミスマッチがある場合には、そのエクスポージャーがカバーされている金額とカバーされていない金額とに分けて入力する必要があります。

## 証券化エクスポージャー

証券化エクスポージャーについては、「Current Securitisation」ワークシート(現行規制)、「Standardised Securitisation」ワークシート(標準的手法)、「IRB Securitisation」ワークシート(IRB 手法)への入力が必要です。バーゼルⅡにおける証券化エクスポージャーの取扱いについては、告示案第 8 章を参考としてください。

証券化ワークシートへの入力は、基本的に、格付が付与されている<sup>4</sup>エクスポージャー(Rated exposures)、格付のないエクスポージャー(Unrated exposures)、リボルビング型与信で早期償

---

<sup>4</sup> IRB の証券化エクスポージャーの場合、格付又は推定格付(告示案第 256 条第 2 項に規定)が付与されているエクスポージャー

還条項付の証券化エクスポージャー、所謂「投資家持分 (investor's interest)」に分類して入力します。

また、階層的にプロテクションが提供されている等の場合は、プロテクションによりカバーされている部分とカバーされていない部分の双方を証券化エクスポージャーとして取扱い、証券化ワークシートに記入してください。

### **3. Input ワークシート**

#### **3.1 目的**

「Input」ワークシートは、各資産区分に対応するエクスポージャー、自己資本及び適格引当金等のデータを入力するためのシートです。ここで入力されたデータが各ワークシート及び最終的な自己資本比率の計算等に反映されるので正確に入力してください。

#### **3.2 General information (一般情報)(パネル A)**

当該パネルにおいて、報告日付、報告通貨及びその単位を記入し、プルダウン・メニューで採用手法を選択します。金融機関は、今回の調査において提供する手法をプルダウンで選択 (Yes or No) してください。

#### **3.3 Capital held and provisioning data (自己資本及び適格引当金等のデータ)(パネル B)**

##### **Capital held by bank before supervisory deductions (自己資本)(パネル B1)**

当該パネルにおいて、金融機関が保有している規制上の自己資本の額(基本的項目、補完的項目、準補完的項目、控除項目)を入力します。自己資本に関する Tier 2 算入制限(例: Tier 1 > Tier 2)などはこのワークシートで自動計算しますが、自己資本算入における各々の項目の適格性などについては、告示案第 5 条から 8 条等に基づき入力をお願いします。

今回の調査において計算対象とされていないエクスポージャーや後述 3.5「適用除外」に該当

するエクスポージャーがある場合であっても全体の数字を記入してください。

### **Other supervisory deductions (控除項目)(パネル B2)**

ここでは他のワークシートで入力していない自己資本控除額を入力します。入力に際しては、他のワークシートで入力した自己資本控除と二重計上とにならないように注意しつつ、信用リスクの計測手法ごと入力してください。(他のワークシートで入力する自己資本控除として、例えば、関連法人等に対する投資など関する控除項目(「Related entities」ワークシートへ入力)、証券化エクスポージャーに関する控除項目(「IRB Securitisation」ワークシートへ入力)などが該当。)

### **Provisioning data (適格引当金に関するデータ)(パネル B3)**

ここでは適格引当金のうち、一般貸倒引当金に関するデータを入力します(他方、個別貸倒引当金は、「Input」ワークシートにおけるエクスポージャー額の入力を通じて自動計算される)。ここでの入力値が最終的な自己資本比率等の計算に反映されるため、以下の区分毎に正確に入力してください。

- 「Total general provisions」

自己資本比率規制上、適格となる一般貸倒引当金の総額を入力。(各手法の算入限度額の上限に関わりなく、適格となる引当金の全額を入力)

- 「Included in Tier 2 capital under current Accord」

現行規制において Tier 2 に算入される(算入限度額勘案後の)一般貸倒引当金を入力。

- 「Eligible for EL-provisions calculation under IRB」

IRB における期待損失(EL)と貸倒引当金の相殺において、適格な一般貸倒引当金を入力。この場合、調査シートが算入上限額を自動的に計算するため、入力する金額は信用リスクアセットの 0.6% の上限に関わりなく入力。

- 「Eligible for Tier2 under Standardised approach partial use」

後述の 3.5 を参照してください。

### **3.4 Current accord, trading book and partial use risk-weighted assets (現行告示(現行規制)に基づくリスクアセット額、特定取引勘定(トレーディング勘定)のリスクアセット額の直接入力項目)(パネル C)**

#### **Capital charge according to Market Risk Amendment (マーケットリスクの所要自己資本)(パネル C1)**

マーケットリスク相当額(リスクアセット相当額へ換算前(12.5 倍する前)の額)については、特定取引勘定(トレーディング勘定)におけるカウンターパーティーリスク、個別リスク、一般市場リスクの3つに分類して入力する必要がありますが、本パネルは、そのうちの「個別リスク(内部モデル方式)」、「一般市場リスク(標準的方式及び内部モデル方式双方)」のリスク相当額を直接入力します。(カウンターパーティーリスクや個別リスクの標準的方式については、該当する「Trading」ワークシートで入力することになります。)

また、「個別リスク」、「一般市場リスク」のリスク相当額は、現行規制、標準的手法、内部格付手法毎に分けて入力して下さい。

#### **Risk-weighted assets sets and EL according to Part4 of the Trading Book paper (トレーディングブックペーパーの第 4 章に係るリスクアセット相当額及び期待損失額(EL))(パネル C2)**

「トレーディングブックペーパー」の paragraph 307 に基づく個別リスクのうち、追加的デフォルトリスクに対するリスクアセット相当額(リスクアセット相当額換算後(リスク相当額に 12.5 倍した後)の額)、及び現行規制ではトレーディング勘定としては扱われないが、paragraph 689c の規定に基づきトレーディング勘定の扱いが認められるレポ形式の取引に対するカウンターパーティーリスクのリスクアセット相当額を入力して下さい。尚、期待損失額(EL)については 12.5 倍する前のものを入力します。

#### **Risk-weighted assets and deductions for settlement risk (未決済取引のリスクアセット**

### 相当額及び控除額) (パネル C3)

トレーディングブックペーパーの第 5 章に係る未決済取引 (DVP 取引、非 DVP 取引) のリスクアセット相当額 (リスクアセット相当額にした後 (即ち、12.5 倍した後の) の額) 及び控除額を「Current」、「Basel II」と記された列にそれぞれ入力して下さい。

### Total risk-weighted assets (現行告示 (現行規制) に基づくリスクアセット総額) (パネル C6)

当該パネルでは、現行規制に基づき算出したリスクアセットの総額<sup>5</sup> (supervisory returns) を記入して下さい。(データの分析上必要となる項目ですので必ず入力をお願いします。)

### Partial use of Standardised approach (適用除外の取扱い) (パネル C5)

後述の 3.5 を参照して下さい。

## 3.5 エクスポートジャーのデータ

### 全般の注意事項

エクスポートジャーについては、個別貸倒引当金及び部分直接償却額等を含めたグロス額、加えてこれらを差し引き後のネット額の両方を入力して下さい。(現行規制、標準的手法は、ネットのエクスポートジャー額が必要になるのに対し、IRB 手法はグロスのエクスポートジャーが必要となるため、このような入力形式となっております。)

証券化エクスポートジャーは、CRM 効果勘案前のエクスポートジャーを入力します。また、早期償還条項付の証券化エクスポートジャーに関する投資家持分については、「Input」ワークシートにおいて明確にその分を区別するような入力は不要です。

### On-balance sheet exposures (オンバランスシート取引) (パネル D)

---

<sup>5</sup> この総額には、本調査で計算の対象としなかったエクスポートジャー (exposures not included) のリスクアセット額も含まれます。

エクスポージャーの入力に際し、CRM 効果勘案前のエクスポージャーを入力してください。パネル D1 には銀行勘定で認識されるエクスポージャーを、パネル D2 には特定取引勘定(トレーディング勘定)で認識されるエクスポージャーを、パネル D3 にはその他資産に該当するエクスポージャーを、パネル D5 には本調査において計算対象として含まれないエクスポージャーを、各々入力することになります。

他方、パネル D4(Assets subject to partial use of Standardised Approach)には、告示案第 148 条に基づく「適用除外」に関するエクスポージャーを入力することが可能ですが、入力する場合には以下の点に留意をお願いします。(以下の留意点は、オンバランスシートエクスポージャー、オフバランスシートエクスポージャーの双方に適用されます。)

- 入力に際しては、今回の調査で、「計算対象となるエクスポージャー(Exposures included)」と「計算対象とならないエクスポージャー(Exposures not included)」とは別に、「適用除外」に該当するエクスポージャーを設定することとなります。
- 「適用除外」に該当するエクスポージャーを入力した場合、当該エクスポージャーに対応したリスクアセット額を、現行規制及び標準的手法に基づきワークシート外で計算し、それぞれをパネル C5「Partial use of Standardised approach」に入力する必要があります。また、当該エクスポージャーに対応した一般貸倒引当金についても、パネル B3「Eligible for Tier2 under Standardised approach partial use」に設定する必要があります。

#### **Off-balance sheet exposures (オフバランスシート取引) (パネル E)**

オフバランスシートエクスポージャーは、掛目(CCF)を乗じる前のエクスポージャーを入力してください。(掛目勘案後のエクスポージャーは、各手法の該当するワークシートで調整して入力することになります。)

また、基本的に、融資等未実行分(Undrawn)とその他オフバランスシート項目(Other off-balance sheet items)の入力は別々となりますが、証券化エクスポージャーに関しては、融資等未実行分等(Undrawn)の項目に、その他オフバランスシート(Other off-balance sheet items)の項目も合わせて入力することとなりますのでご注意ください。

特に、融資等未実行分(Undrawn)のエクスポージャーには、告示案第 157 条第 3 項 2 号に

規定される「任意の時期に無条件で取消可能な事業法人等向けの当座貸越枠の未引出額又はその他の信用供与枠の未引出額」も含まれます。「Input」ワークシートにおいては、当該取引を含むエクスポージャーの額を入力し、IRB のワークシート上の「unconditionally cancellable」の欄に、当該取引のエクスポージャーを個別に入力します。

#### **Counterparty Exposures under repo and OTC derivatives (レポ形式の取引及び派生商品取引に基づくカウンターパーティーエクスポージャー) (パネル F)**

パネル F1 と F2 のそれぞれに、銀行勘定及び特定取引勘定(トレーディング勘定)のレポ形式の取引並びに派生商品取引のエクスポージャーを入力します。派生商品取引の項目については、与信相当額を入力してください。レポ形式の取引の項目については、有価証券の貸付、有価証券による担保の提供を含むとともに、有価証券貸借取引の保証等も含まれます。レポ形式の取引において、担保として差し入れられている現金などは、貸付としてではなく、レポ形式の取引としてエクスポージャーを認識します。「Input」ワークシートにおいては、エクスポージャーのグロス額(即ち、担保(C)を一切差し引かないエクスポージャー金額(E))を記入してください。

#### **4. Checks ワークシートと Results ワークシート**

「Checks」ワークシートは、調査シート全体を通じて組み込まれているチェック機能をまとめたもので、各ワークシートにおける入力情報が「Input」ワークシートにおける該当セクションと合致しているかどうかを示しております。提出に際しては、入力した項目の欄が全て「yes」と表示されていることを必ず確認してください。「Results」ワークシートは、他のワークシートで入力された情報をもとに、資本項目及び控除項目に関する主要な情報をまとめ、全ての手法間に渡るリスクアセット及び期待損失(EL)の概要を銀行勘定とトレーディング勘定に分けて集計しております。このワークシートへの入力は一切不要です。

#### **5. Parameters ワークシート**

「Parameters」ワークシートは、所要自己資本の計算に使用されるパラメーターを設定しております。このワークシートへの入力は一切不要です。

## 6. Related Entities ワークシート

### 6.1 注意事項

他のワークシートでの二重計上を避けるために、このワークシートで報告されるいずれの出資についても、他の項目（特に「Equity」（株式等エクスポージャー）や「input」ワークシートの「other supervisory deduction」）には含まれないようにしてください。

### 6.2 入力情報

「Related Entities」ワークシート上の「Amount outstanding（残高）」の列に、以下の(a)から(e)までのカテゴリーについての出資金額を各手法に応じて記入してください。

- (a) 非連結で、過半数を所有または支配している証券会社及び他の金融事業法人に対する出資
- (b) 銀行、証券会社及び他の金融事業法人に対する重大な少数持分出資
- (c) 保険子法人等に対する出資
- (d) 一般事業法人に対する重大な少数持分出資及び過半数を超える出資で、一定の重要性レベルを超えるもの
- (e) その他の出資（重大な少数持分を所有する一般事業法人及び過半数を所有する一般事業法人で重要性レベルを下回るもの、ならびに、他に該当するものがあればその事業法人）。

## 7. Current Accord（現行規制）ワークシート

### 7.1 データ及びエクスポージャーの入力方法

データについては、現行告示（現行規制）に基づき、リスクウェイト区分（0%、10%、20%、50%、100%）に応じて入力します。

エクスポージャーの入力に際し、まずは現行規制における信用リスク削減効果（CRM）認識前のエクスポージャーを「All exposures」の列にリスクウェイト区分に応じて入力します。その後、① CRM 効果を勘案しないエクスポージャー（Unsecured）、②担保効果を勘案するエクスポージャ

ー(Collateralised)、③保証・クレジットデリバティブの効果を勘案するエクスポージャー(With Credit Protection)の3つに分類して、これらを再度リスクウェイト区分に応じて入力してください。また、②と③については、効果勘案前(pre)と勘案後(post)双方のエクスポージャーを入力します。

## 7.2 ワークシートの構造

現行規制のリスクアセット額は「Current」ワークシートの1から11まで番号付けされているパネル毎に計算されます。資産区分は、バーゼルⅡの内部格付手法(IRB)にて分類される区分と整合的となっており、それらの区分に応じて、更に、「Drawn exposures(融資等実行額)(パネル a)」、「Undrawn lines(融資等未実行額、未引出額)(パネル b)」、「Repo-style transactions(レポ形式の取引)(パネル c)」、「派生商品取引(OTC デリバティブ)(パネル d)」及び「Other off-balance sheet exposures(その他オフバランスシートエクスポージャー)(パネル e)」の5つのエクスポージャータイプ毎にリスクアセットが計算されます。

## 7.3 カウンターパーティーエクスポージャー(レポ形式の取引、派生商品取引)

レポ形式の取引(repo-style)と派生商品取引(OTC derivatives)のエクスポージャーについては、与信相当額算出の前提となった計算方式<sup>6</sup>毎に、リスクアセット相当額を「Corresponding RWA」に直接入力します。レポ形式の取引では、計算方式毎に「ネット」のエクスポージャーも入力します。また、リスクウェイト毎に「post CRM」の行にCRM 勘案後のエクスポージャーも入力してください。

## 7.4 特定取引勘定(トレーディング勘定)

特定取引勘定(トレーディング勘定)におけるカウンターパーティーエクスポージャーの入力は、銀行勘定と区別して入力してください。特定取引勘定(トレーディング勘定)のバランスシート上の

---

<sup>6</sup> レポ形式の取引では、①簡便手法、②包括的手法、③内部モデル(VAR)方式、④EPE方式から、派生商品取引(OTC デリバティブ)では、①カレントエクスポージャー方式、②標準的方式、③EPE方式から、それぞれ方式に応じて入力することになります。

エクスポージャー及び派生商品取引(OTC デリバティブ)のエクスポージャーで、「個別リスク(specific risk)」に該当するものは、「個別リスク」のセクション(パネル 11c)に入力してください。

## 7.5 法的に有効な相対ネットリング契約

銀行はエクスポージャーのグロス額のうち法的に有効なネットリング契約でカバーされている部分を 0%のリスクウェイト区分に入力してください。ネットリング後の無担保・無保証などの残存部分は、カウンターパーティーに対応するリスクウェイト区分に入力してください。

## 8. Current Accord Securitisation ワークシート

ここでは、バーゼルⅡにて証券化エクスポージャーとして分類されるエクスポージャーと整合的に、現行規制に対応する証券化エクスポージャーを入力します。該当するエクスポージャーを、①格付が付与されている(Rated Exposure)、②格付が付与されていない(Unrated Exposure)、③早期償還条項付(Early amortisation features)の3タイプに区分し、①はパネル A のリスクウェイト区分に応じてエクスポージャーを入力し、②・③は該当する箇所に直接リスクアセット額を入力してください。

## 9. Standardised approach(標準的手法)ワークシート

### 9.1 全体

#### 全般

標準的手法のワークシートについては、基本的な入力方法及びワークシートの構造ともに、現行規制(Current)のワークシートとほぼ同様となっております。

該当するリスクウェイト区分に分類する際に必要な外部格付については、本調査では、現行告示(マーケットリスク規制)に基づく指定格付機関の格付を利用してください。

また、標準的手法においても、内部格付手法(IRB)の資産区分を分類基準として、当該資産

区分と総合的にエクスポージャーを入力する必要があることから、各区分において該当する「リスクウェイト区分」をワークシートに可能な限り反映させております。下記のリスクウェイト区分の特徴を参考として、該当するリスクウェイト区分に応じてエクスポージャー額を入力してください。

尚、本調査では、特定貸付債権(SL)に該当するエクスポージャーのリスクウェイトは、告示案の標準的手法の証券化エクスポージャーと同様に取扱ってください。

### リスクウェイト区分の特徴

事業法人等向けエクスポージャー(Corporate、Sovereign、Bank、SME Corporate、SL が該当)の場合は、格付を有するエクスポージャー、格付を有していないエクスポージャー、延滞エクスポージャーに分類して入力することを想定した形式になっております。

- 「Risk weight \*\*% (not including unrated)」: 格付を有するエクスポージャー
- 「Unrated - \*\*\*」: 無格付エクスポージャー(告示案第 65 条第 2 項、第 66 条第 3 項等)
- 「Past due - \*\*\*」: 延滞エクスポージャー(告示案第 71 条等)  
(その他)
- 「Risk weight 10%」: 我が国の政府関係機関向け(告示案第 61 条)、信用保証協会等により保証されたエクスポージャー(告示案第 74 条)等
- 「Risk weight 1250%」: 本調査においては、特定貸付債権(SL)に該当するエクスポージャーで、証券化の枠組みにおいて自己資本控除に相当するものなど

他方、リテール向けエクスポージャーの場合、特に、IRB の居住用不動産向けエクスポージャー債権の多くは、告示案第 69 条に規定される標準的手法の「抵当権つき住宅ローン」に該当する(Residential Retail)と考えられるため、当該ローンに対応したリスクウェイト 35%の区分(Claims secured by residential property)を設け、同時に当該ローンの延滞エクスポージャー(告示案第 72 条)も入力可能なリスクウェイト区分(Past due – claims secured by residential property)を設定しております。また、告示案 68 条に規定される中小企業向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャーにかかるリスクウェイト 75%に対応可能なリスクウェイト区分(Retail portfolio)を設けております。

## 9.2 信用リスク削減手法

信用リスク削減手法に関するデータについては、告示案に規定される「適格金融資産担保」、及び「保証及びクレジットデリバティブ」の適格要件等を考慮しつつ入力してください。特に、適格金融資産担保の入力においては、告示案第6章第5節第3款に規定される「包括的手法」、同章同節第4款に規定される「簡便手法」のいずれか1つの方法を選択して入力してください。

標準的手法のワークシートにおいては、各リスクウェイト区分に対応するように、エクスポージャー総額(all exposures)を入力した後、①CRM効果を勘案しないエクスポージャー(Exposures without CRM)、②適格金融資産担保の効果を勘案するエクスポージャー(Collateralised exposure)、③保証・クレジットデリバティブの効果を勘案するエクスポージャー(Exposure with credit protection)の3つに分類して入力します。また、②と③については、効果勘案前(pre)と勘案後(post)双方のエクスポージャーを入力します。

適格金融資産担保の効果を勘案する場合、告示案に規定される包括的手法及び簡便手法に基づき、各金融機関にて、信用リスク削減手法を適用した後のエクスポージャー額を計算し、「Post collateral」の欄にその額を入力してください。

また、保証・クレジットデリバティブの効果を勘案する場合、置換え方式を適用したエクスポージャーを「Post protection」の欄にリスクウェイト区分に応じてその額を入力してください。

## 9.3 法的に有効な相対ネットティング契約

法的に有効な相対ネットティング契約の効果を反映させる場合、信用リスク削減手法において、簡便手法を用いる場合は、現行規制同様、エクスポージャーのグロス額のうちネットティング契約でカバーされている部分を0%のリスクウェイト区分に入力してください。ネットティング後の無担保・無保証などの残存部分は、カウンターパーティーに応じたリスクウェイト区分に入力してください。

また、包括的手法を用いる場合、E\*の計算時にネットティング契約の効果を勘案してください。

## 10. Standardised securitisation (標準的手法の証券化) ワークシート

このワークシートには4つの主要パネルがあります。パネルAにおいては、自己資本控除の扱

いとなるエクスポージャーを入力します(但し、無格付エクスポージャーで自己資本控除の扱いになるものは除く)。パネル B 以下では、現行規制と同様に、リスクアセットとして認識するエクスポージャーを、①格付が付与されている(Rated exposures)、②格付が付与されていない(Unrated exposures)、③早期償還条項付(Early amortisation features)の3つ項目に分けて入力してください。

## 11. Foundation IRB approach(基礎的内部格付手法) <Corporate、Bank、Sovereign 等>

### 11.1 全体

基礎的内部格付手法(FIRB)にてリスクアセットを計算するために、大きく分けて三種類の入力ステップがあります。

- ①PD 区分に対応するエクスポージャーの配分(PD 区分の設定)
- ②PD 区分に対応した「担保区分」(あるいはLGD 区分)の設定及びそれらの区分に対応したエクスポージャーの配分
- ③これらのエクスポージャーに対応した加重平均マチュリティ値の入力

ワークシートは 5 つのパネルで構成され、(a) Drawn exposures (融資実行分等)、(b) Undrawn lines (融資等未実行分・未引出分)、(c) Repo-style transactions (レポ形式の取引)、(d) OTC derivative exposures (派生商品取引(OTC デリバティブ))、(e) Other off-balance sheet exposures (その他オフバランスシート取引)が設定されています。

事業法人等向けエクスポージャーのワークシート(「Corporate」、「Bank」、「Sovereign」、「SL」)は同様の入力形式となっていますが、中堅中小企業向けエクスポージャー(「SME Corporate」)は、事業法人等向けワークシートの基本的な入力ステップの他に、「企業の売上高調整」が必要となります。

また、融資等未実行分(Undrawn lines)、その他オフバランス取引(Other off-balance sheet exposures)に該当するエクスポージャーは、フィールドテストと異なり、「Input」ワークシートで入力したエクスポージャー額(掛目(CCF)勘案前)に対し、各 IRB ワークシートにて、掛目(CCF)適用後のエクスポージャーを予め調整(例えば、「FIRB Corporate」ワークシートの場合、セル E73 が該当)し、当該エクスポージャーを PD/LGD バンドに応じて配分する方法に変更されておしま

すのでご注意ください。

リテール向けエクスポージャーの入力方法については、マチュリティ調整を除き、事業法人等向けエクスポージャーとほぼ同様の入力方法です。(リテール向けエクスポージャーに関する追加の入力についてはセクション 12.3 を参照ください。)

## 11.2 ワークシートの構造

IRB ワークシートの最も左側の項目には「PD 区分」(PD quality bands)が位置し、その隣には入力情報によって計算された「リスクアセット額」等のデータが表示されます。

その右側において、PD 区分に対応したエクスポージャー額を入力(信用リスク削減効果(Effect of Credit Protection)を勘案)し、更に「PD/LGD バンド」毎(FIRB:PD quality bands(25) × LGD bands(8)、AIRB:PD quality bands(25) × LGD bands(25))にエクスポージャーを配分します。更に、その隣のセグメントにおいて、入力した「PD/LGD バンド」毎のエクスポージャーに対応した「エクスポージャー加重平均マチュリティ」を入力します。

また、ダブルデフォルト効果を認識可能な資産区分(Corporate、SME Corporate、Specialised lending(SL))については、3 つのワークシート(①「aggregation」ワークシート、②「非ダブルデフォルト」ワークシート、③「ダブルデフォルト」ワークシート)から構成されます。

## 11.3 PD 区分(PD quality bands)の設定

### ダブルデフォルト効果を勘案しない場合

非デフォルト債権については、銀行内部での推計に使用されているものと同程度に、可能な限り推計の実態に基づいたPD 区分を設定してください。(「PD Quality Bands(PD 区分)」の欄に、PD 区分を入力)

また、ダブルデフォルト効果を認識可能な3つの資産区分については、「aggregation」ワークシートで一括してPD 区分を設定します。

「Estimated PD」(PD 推計値)の列において、各区分のPD 値を入力してください。ここにはPD 区分(あるいは格付区分)に割り当てられているエクスポージャー群を最も正確に反映したPD 推

計値を入力してください。この推計値が、ワークシート上におけるリスクアセットの計算に反映されることとなりますので正確に数値を入力してください。

非デフォルト債権のPD区分は最大25区分まで設定可能で、それ以上の設定はできませんので注意してください。PD区分の入力に際し、青色セルは基本的に使用不可とし、黄色セルのみでPD区分の設定を行ってください。(尚、デフォルト債権についてはPD=100%があらかじめ設定されております。)

自行推計において、PD区分への配分が難しいエクスポージャー等がある場合は、別途「QIS5質問票」に記入してください。

### **ダブルデフォルト効果を勘案する場合**

ダブルデフォルト効果を適用するエクスポージャーについては、設定したPD/LGDバンドに対応するように「エクスポージャー加重平均の保証人PD値」を「Guarantor PD」の項に入力してください。

### **11.4 LGD 区分(LGD bands)の設定**

PD区分のエクスポージャーに対応するように、担保の種類に応じた(あるいはCRM効果の勘案後の)エクスポージャーを入力する必要があります。FIRBのワークシートにある8つのカテゴリーに応じてエクスポージャーを配分してください。

1. Unsecured - subordinated debt (無担保・無保証 - 劣後債権)
2. Unsecured - other debt (無担保・無保証 - 通常債権)
3. Other physical collateral (適格その他担保)
4. Receivables (適格債権担保)
5. Commercial real estate (CRE) (適格不動産担保のうち、事業用不動産担保)
6. Residential real estate (RRE) (適格不動産担保のうち、居住用不動産担保)
7. Gold (金担保)
8. Financial collateral (適格金融資産担保)

以下の記述を参考に各「PD/LGD バンド」に対応したエクスポージャーを配分してください。

【エクスポージャーの LGD バンドへの配分例】

A) エクスポージャー全体が無担保である場合

⇒ 全額を無担保のカテゴリーに配分

B) エクスポージャーが金銭担保または金によって担保されている場合

⇒ 銀行は H (即ち、ゼロと E-E\* のうち値のより大きい方) の調整後の被担保部分を、有担保のカテゴリー (金担保または適格金融資産担保)、無担保部分 (E\*) は無担保カテゴリーに配分

C) 事業用または居住用不動産によって担保されている場合

⇒ 当該担保により 140% カバーされているエクスポージャーがある場合は同エクスポージャーの 100% を事業用または居住用不動産担保のカテゴリーに入れる。当該担保により 140% までカバーされていないが最低担保カバー率 30% は満たしているエクスポージャーについては、同エクスポージャーのうち次の割合部分を事業用または居住用不動産担保カテゴリーに配分

= (担保されているエクスポージャーの割合 / 140%) x エクスポージャー金額

残存部分は無担保カテゴリーに配分する。

D) 適格債権担保によって担保されている場合

⇒ 銀行が当該担保により 125% カバーされているエクスポージャーを有している場合は、同エクスポージャーの 100% を該当する適格債権担保のカテゴリーに入れる。当該担保により 125% までカバーされていないエクスポージャーについては、同エクスポージャーのうち次の割合部分を適格債権担保カテゴリーに配分

= (担保されているエクスポージャーの割合 / 125%) x エクスポージャー金額

残存部分は無担保カテゴリーに入れる。

E) 適格その他担保によって担保されている場合

⇒ 当該担保によって同エクスポージャーが 140% カバーされているときは、LGD 値が 40% に減じられる。部分的に担保されているエクスポージャーについてカテゴリー間の割当てを決定するために、金融機関は計算上の仮定として事業用不動産担保または居住用不動産担保のもの

同一の取扱いを適用できる。当該担保によって 140%カバーされているエクスポージャーを有している場合は、同エクスポージャーの 100%を該当する列(適格その他担保カテゴリー)に入力する。担保によってそこまでカバーされていないが最低担保率 30%を満たしているエクスポージャーについては、同エクスポージャーのうち次の割合部分を適格その他担保カテゴリーに配分する。

= (担保されているエクスポージャーの割合 / 140%) x エクスポージャー金額  
残存部分は無担保カテゴリーに配分する。

### 11.5 レポ形式の取引の取扱い

レポ形式の取引では、まず、EAD を計算する際に用いる計算方式(包括的手法、エクスポージャー変動率推計モデル方式(所謂「内部モデル(VaR)方式」、EPE(Expected Positive Exposure)方式)別にエクスポージャー(net exposure)を入力します。次に、当該方法により算出した EAD も用いて、「PD/LGD バンド」に対応するようにエクスポージャー額を入力し、リスクアセット相当額を算出します。最後に、算出したリスクアセット相当額の合計値を計算方式別に「Corresponding RWA」と記された列に配分して入力します。

尚、「PD/LGD バンド」へのエクスポージャーデータについては、EAD の調整有無に応じて入力してください。

### 11.6 派生商品取引(OTC デリバティブ)の取扱い

派生商品取引については、まず、EAD を計算する際に用いる計算方式(カレントエクスポージャー方式、標準的方式(Standardised method)、EPE 方式)別にエクスポージャーを入力します。次に、当該方法により算出した EAD を用いて、「PD/LGD バンド」に対応するようにエクスポージャーを入力し、リスクアセット相当額を算出します。最後に、算出したリスクアセット相当額の合計値を、計算方式別に「Corresponding RWA」と記された列に入力します。

「PD/LGD バンド」においては、「E<sup>\*</sup>」を担保・保証のないエクスポージャー(Unsecured exposure)の列に記入してください。エクスポージャーのグロス額のうち、ネットイング契約及び担保によってカバーされている部分(即ち、「ゼロ」と「E - E<sup>\*</sup>」のうち値のいずれか大きい方)を

「secured claims」(有担保・保証付エクスポージャー)に入力してください。(LGD 列の空欄の箇所には何も入力する必要はありません)

### 11.7 法的に有効な相対ネットリング契約

LGD 区分にエクスポージャーを割り当てる際には、法的に有効な相対ネットリング契約の効果を考慮して入力してください。エクスポージャーのグロス額のうち、当該ネットリング契約でカバーされている部分は「0%の LGD 区分」に入力してください。ネットリング後の残余部分の無担保・無保証部分は「unsecured」(無担保・無保証)の列(45%の LGD 区分)にエクスポージャーを入力してください。

### 11.8 マチュリティ調整

マチュリティについては、「PD/LGD バンド」に応じた「エクスポージャー加重平均マチュリティ」を記入する必要があります。使用する PD 区分(PD バンド)及び担保種類の区分(LGD バンド)は、PD 及び担保種別(LGD 別)にエクスポージャーを入力したものと同じでなければならず、それぞれの「PD/LGD バンド」の組み合わせと整合的に、全てのバンド毎のエクスポージャーについての「エクスポージャー加重平均マチュリティ」を入力する必要があります。

また、マチュリティ調整とは別に、「Subject to exemption from the one-year maturity floor」と記された箇所(例えば、「FIRB Corporate」ワークシートのセル番号 E20 等)に、マチュリティの1年フロア適用除外となるエクスポージャーの額を入力して下さい。(ただし、ダブルデフォルト用シートでは入力不要です。)

### 11.9 中堅・中小企業向けエクスポージャー(SME)- 売上高規模の調整

中堅・中小企業向けエクスポージャー(SME Corporate)について、企業の売上高規模に関する調整が必要となります。

「FIRB SME Corporate」ワークシートにおいては、PD 区分に応じた企業規模(売上高を用いるか、資産合計額を用いるか)に関するエクスポージャーの入力が必要となります。ワークシート上、

6つの売上高区分が設けられており(①0から5億円、②5から10億円、③10から20億円、④20から30億円、⑤30から40億円、及び⑥40から50億円)、売上高規模の категорияに 応じて、「エクスポージャー加重平均総売上高(エクスポージャー規模による加重)」を入力してください。

## 12. Advanced IRB approach(先進的内部格付手法) <Corporate、Sovereign、Bank 等>

先進的内部格付手法(AIRB)について必要とされる入力項目は FIRB に係る入力方法と類似しておりますが、以下のような項目を留意し入力してください。

### 12.1 LGD (LGD bands)

AIRB 手法の下では、各行内部の推計値に基づいて、ワークシートの構造上、以下の 3 通りに分類して入力してください。

- 景気後退期を勘案した LGD 値(非デフォルト債権)
- 景気後退期を勘案した LGD 値(デフォルト債権)
- デフォルト債権に係る  $EL_{\text{default}}$

※上記に加えて、本調査においては、参考値として、告示案第 216 条及び LGD ガイダンスペーパーにある「長期デフォルト加重平均デフォルト時損失率(Long-run default-weighted average loss rate given default)」を「expected LGD」と記された箇所に入力をお願いします。

景気後退期を勘案した LGD 値(非デフォルト及びデフォルト債権双方)については、独自の LGD 区分(LGD bands)を定めることが可能です。但し、設定した LGD 区分における LGD 値は、特定バンド内のエクスポージャーに対応する「エクスポージャー加重平均値」を入力することが前提となります。

**非デフォルト債権**については、「PD/LGD バンド」上の「LGD」(%表記)と記された行に景気後退期を勘案した LGD 値を入力してください。また、LGD 区分がどの種類の担保に係るものであるのか等をプルダウンあるいは直接文字列を入力することで明示することも可能です。また、ここで

設定した LGD 区分にあわせて、長期デフォルト加重平均デフォルト時損失率を「expected LGD」と記された箇所に入力します。尚、居住用不動産向けエクスポージャー(Retail Mortgage)における LGD 値については、ワークシート内で自動的に LGD 値のフロア(=10%)が適用されるので、フロア如何に関わらず入力して下さい。

**デフォルト債権**の LGD 値の入力は、デフォルト債権のエクスポージャー額を入力する行に位置する「LGD」と記された箇所に、景気後退期を勘案した LGD 値を入力してください。一旦 LGD 区分を定めた場合、それぞれの LGD バンドに対応するエクスポージャーについて、 $EL_{\text{default}}$  を加重平均して、「Best estimate EL」の行にその数値(%)を入力してください。尚、非デフォルト債権のエクスポージャーとデフォルト債権のエクスポージャーについての LGD 区分は相互に関連するものではないので、デフォルト債権に関する LGD 区分は非デフォルト債権とは別に LGD 区分を設定することが可能です。

## 12.2 リテール向けエクスポージャー(Retail QRE、Retail Mortgage、Retail Others)

リテール向けエクスポージャーは、事業法人等向けエクスポージャーと同様の方法で入力します。但し、マチュリティ調整がないため、基本的には、「PD/LGD バンド」毎にエクスポージャーを入力するのみとなります。本調査において、融資等未実行分(Undrawn lines)、その他オフバランス取引(Other off-balance sheet exposures)に該当するエクスポージャーは、フィールドテストと異なり、「Input」シートで入力したエクスポージャー額(掛目(CCF)勘案前)に対し、各 IRB ワークシートにて、掛目(CCF)適用後のエクスポージャーを予め調整(例えば、「IRB Retail Mortgage」ワークシートの場合、セル E73 が該当)し、当該エクスポージャーを PD/LGD バンドに応じて配分する方法に変更されておりますのでご注意ください。

## 12.3 マチュリティ調整・売上高調整

AIRB においても、FIRB と同様に、所与の「PD/LGD バンド」内のエクスポージャーについて、「エクスポージャー加重平均マチュリティ」及び「マチュリティの 1 年フロア適用除外となるエクスポージャー額」を記入する必要があります。

中堅中小企業向けエクスポージャー(SME Corporate)については、FIRB と同様に売上高規模調整が必要となりますが、入力方法等については FIRB と同様に行ってください。

## 13. IRB Equity(株式等エクスポージャー)ワークシート

### 13.1 エクスポージャー

株式等エクスポージャーに該当するものは「IRB Equity」ワークシートに入力する必要があります。但し、告示案第 7 章第 3 節第 5 款に規定される「信用リスクアセットのみなし計算」に該当するものについては、該当するワークシートへの入力をお願いします。

株式等エクスポージャーの入力に際して、「Summary」パネルにおいて、「Are these exposures considered material?」の項目を「Yes」に設定した上で、「If yes, breakdown of exposure」のセクションに、①IRB 方式にて計算されないエクスポージャー(Excluded from IRB approach)、②「マーケットベース方式」、③「PD/LGD 方式」に分類して、エクスポージャー額を入力します。

### 13.2 「グランドファザリング」の取扱い

株式等エクスポージャーについて、「グランドファザリング」(Grandfathered)の対象とされるエクスポージャーについてはパネル A に入力してください。

### 13.3 「マーケットベース方式」(パネル B)及び「PD/LGD 方式」(パネル C)

告示案第 148 条に基づく「適用除外」の対象外としたエクスポージャーのうち、「PD/LGD 方式」(パネル C)または「マーケットベース方式(簡易手法または内部モデル手法)」(パネル B)については該当するパネルに記入してください。「PD/LGD 方式」の入力については、PD 区分の設定等は事業法人等向けエクスポージャー(中堅中小企業向けエクスポージャーを含む)と同様に入力を行ってください。

### 13.4 告示案第 166 条第 10 項の取扱いについて(PD/LGD 方式)(パネル C)

株式等エクスポージャーで、「PD/LGD 方式」にて入力する場合、告示案第 166 条第 10 項に

規定される「事業法人のデフォルトに関する情報を十分に持たない場合」の取扱いに基づき、リスクウェイトに対して1.5の「スケーリングファクター」が適用されるものがある時には、各PD区分に基づき、株式等エクスポージャーを、同スケーリングファクターの適用を受けるものと、そうでないものとに分類して入力する必要があります。

#### 14. IRB Specialised Lending(特定貸付債権)ワークシート(SL Slotting, SL HVCRE, SL Others)

特定貸付債権のうち、PD 推計が可能な場合等には、これらのエクスポージャーを「SL HVCRE」または「SL Others」ワークシートに記入してください。(AIRB と FIRB に分けて、「HVCRE」ワークシートまたは「SL Others」ワークシートに入力する必要があります。)

また、特定貸付債権に対して、スロットティングクライテリアを用いる場合、「SL Slotting」ワークシートに入力してください。

尚、「SL HVCRE」ワークシート、「SL Others」ワークシートの入力については、事業法人等向けエクスポージャー(Corporate、Bank、Sovereign)と同様に入力を行ってください。

#### 15. IRB Receivables(購入債権)ワークシート

本ワークシートでは、適格購入債権のうち、トップダウンアプローチで計算するものを入力します。ワークシート内には25のプール区分まで設定可能ですので、この範囲内で入力してください。選択・入力項目については以下の通り。

- 「Description of pool」・・・プールの種類
- 「Number of receivables in pool」・・・プールの数
- 「Drawn amount」・・・実行分の購入債権のエクスポージャー
- 「Undrawn amount」・・・融資等未実行分の購入債権のエクスポージャー
- 「RW curve」・・・適用されるリスクウェイト関数の種類
- 「Weighted average firm size」・・・中堅・中小企業向けエクスポージャーの場合、ここに「エクスポージャー加重平均売上高」を入力
- 「EL estimates for Default risk and Dilution risk」・・・デフォルトリスクと希薄化リスクに分けて、期待損失額(EL)を入力

- 「LGD estimates」・・・AIRB 採用希望行で、PD、EL が推計可能な場合であっても、「EL = PD × LGD」にて恒等的に算出される LGD 値を入力
- 「Maturity」・・・マチュリティ調整が必要な場合はここで調整

## 16. IRB Securitisation(証券化エクスポージャー)ワークシート

### 16.1 Select securitisation exposures requiring deductions(パネル A)

パネル A には、告示案第 5 条第 1 項第 4 号に規定される「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」、告示案 247 条第 2 項に規定される「信用補完機能を持つ I/O ストリップス」の額を記入してください。

### 16.2 Securitisation exposures subject to ratings-based or internal assessment approach (外部格付準拠方式・内部評価手法にてリスクアセットを算出する証券化エクスポージャー)(パネル B)

#### エクスポージャーのタイプ

告示案第 8 章第 2 節第 2 款に規定される「内部格付手法の対象となる証券化エクスポージャー」のうち、外部格付準拠方式及び内部評価手法に従ってリスクアセット額を計算する証券化エクスポージャーについては、パネル B に入力してください。また、オフバランス項目に係る証券化エクスポージャーについては告示案 266 条に基づき与信相当額を算定して、パネル B に入力してください。

#### リスクアセット

告示案第 256 条に基づき、該当するリスクウェイトに対応するように、パネル B に入力してください。

#### 信用リスク削減効果

金融資産担保によるリスクの削減を受けている証券化エクスポージャーであって、信用リスク削減効果(CRM)が格付に反映されていないなどの場合は、外部格付準拠方式のリスクウェイトをE<sup>\*</sup>で乗じた数値で入力することが可能です。(CRM前後のリスクアセットを該当するセルに記入してください。)

信用リスク削減手法(CRM)が、証券化エクスポージャーをカバーする保証(またはCDS、信用状)である場合、同エクスポージャーのうち保証によってカバーされている部分につき「リスクウェイト置換え方式」を用いることとなります。但し、該当するCRM効果勘案前のリスクウェイトに従い、エクスポージャーの全額を「Exposures」の列に記入する必要があります。同エクスポージャーのうち保証が付されている部分については、該当するリスクウェイトを考慮し、リスクアセットを計算する必要があります。

### 16.3 Unrated exposures - non IAA (指定関数方式等の取扱い)(パネルC)

#### エクスポージャーのタイプ

指定関数方式(「Supervisory Formula」(SF))にてリスクアセットを算出する証券化エクスポージャーは、自行にて計算した指定関数方式のリスクウェイトの大きさに応じて分類し、該当するパネルC1(またはC2)にエクスポージャー額、リスクアセット額(RWA)を記入してください。

特に告示案第253条第2、3項に基づく証券化エクスポージャーについては、パネルC3に記入してください。告示案第253条第3項に基づき外部格付準拠方式を適用しなければならない場合、パネルC3の「Retained exposures」の行に記入してください。

外部格付準拠方式(RBA)、指定関数方式(SF)及び内部評価方式(IAA)のいずれも適用しない無格付の証券化エクスポージャーで、資本控除の対象とされる場合(告示案第254条第5項)などは、パネルC4に記入してください。

#### リスクウェイト及びリスクアセット

指定関数方式(SF)にて取扱われる無格付の証券化エクスポージャーについては、告示案第257条に基づき、各行にて計算し、該当するリスクウェイトの区分に応じて、エクスポージャー及

びリスクアセットを入力してください。

#### 16.4 Investors' interest（早期償還条項付の証券化取引＜投資家持分＞）（パネル D）

##### エクスポージャーのタイプ

このパネルは、告示案第 270 条（第 252 条の準用規定）に該当する早期償還条項付の証券化取引につき、「コントロール型の早期償還条項に対応する掛目」、「非コントロール型の早期償還条項に対応する掛目」を考慮し、掛目前後のエクスポージャーを「パネル D」に入力してください。

##### エクスポージャー金額及びリスクアセット

リスクアセットは告示案第 270 条（第 252 条の準用規定）「内部格付手法における早期償還条項の取扱い」に基づき算定してください。

### 17. Operational Risk ワークシート

#### 17.1 はじめに

オペレーショナルリスク相当額の計算には、①基礎的手法（Basic Indicator Approach, BIA）、②粗利益配分手法（The Standardised Approach, TSA）、及び③先進的計測手法（Advanced Measurement Approach, AMA）の三つの手法があります。特に先進的計測手法のデータを提出する金融機関は、「基礎的手法」あるいは「粗利益配分手法」のデータを少なくとも1つ提出してください。

#### 17.2 データの取扱い

粗利益等に関するデータは上記①、②の手法に応じて、該当する箇所に入力してください。ただし、所与のビジネス・ラインにおいて銀行が活動を行っていない場合、所与のビジネス・ラインにおいて銀行が活動を行ってはいるがそれを推計することができないなどがある場合などには、

対応するセルを空欄のままにしてください。

### 17.3 粗利益

粗利益については、告示案第 304 条及び第 305 条に基づき入力してください。

### 17.4 基礎的手法(パネル B)

基礎的手法の下では、銀行は過去三年間の平均年間粗利益について、パネル B に入力してください。(ワークシート上で特定された三年間についての自行の合計粗利益を入力してください。尚、ワークシート上では、粗利益が正である複数年の合計粗利益の平均値を自動的に計算することになっております。)

### 17.5 粗利益配分手法(パネル C)

粗利益配分手法の下では、告示案別表第1に基づき業務区分を分類する必要があります。(①コーポレートファイナンス、②トレーディング及びセールス、③リテールバンキング、④コマーシャルバンキング、⑤決済業務、⑥代理業務、⑦資産運用、そして⑧リテールブローカレッジの 8 つのビジネス・ラインに分類)。各業務区分に応じて、粗利益を配分し、パネル C の該当箇所に入力してください。

### 17.6 先進的計測手法(パネル D)

先進的計測手法の下では、金融機関内部のリスク計測システムから導き出したオペレーショナルリスク相当額の総額をパネル F の該当箇所に入力してください。また、その内、「部分適用」した部分については、別途「of which」の欄に入力してください。

パネル D の任意入力項目として、可能であれば以下の項目の入力もお願いします。

- 分散効果等調整する前のリスク相当額
- 保険による相殺効果を認識する前のリスク相当額

- 定性上の調整を行う前のリスク相当額
- クレジットカード関連の不正にかかるリスク相当額
- リテール業務の不正にかかるリスク相当額
- オペレーショナルリスクの EL 相当額

以上